

喫煙可能室設置施設に関するチェックリスト

○届出の際には添付は不要ですが、事前にご自分の店舗について、以下の点をご確認下さい。

※ 喫煙可能室には、20歳未満の方は立ち入ることができません。店内の全部を喫煙可能室とした場合は、20歳未満の方の入店ができなくなりますので、ご注意ください。

設置届

1 ご自分の店舗が以下の喫煙可能室の設置要件に該当するか確認した

《喫煙可能室の設置要件》

(1) 2020年4月1日時点で既に営業している飲食店である
※届出書に営業許可番号、営業許可日を記載してください

(2) 客席面積が100㎡(約30坪)以下である(㎡または 坪)

(3) 資本金の額又は出資総額が5千万円以下である

(一つの大規模会社が、発行済株式又は出資総数又は総額の1/2以上を有する場合や、大規模会社(複数社)が、発行済株式又は出資総数又は総額の2/3以上を有する場合を除く)

(4) 上記(1)から(3)の要件に該当する旨を示す書類を保管している(添付不要)

①2020年4月1日以前に営業していることに関わる書類(施設・開店等年月日がわかるもの)
例: 飲食店の営業許可証の写し等

②床面積に関わる書類(客席面積がわかるもの)
例: 店舗図面等

③中小企業または個人経営であることがわかる書類
例: 資本金額や出資総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等

2 ご自分の店舗の喫煙可能室は技術的基準に適合している

《喫煙可能室の技術的基準》 施設の一部に喫煙可能室を設置する場合

(1) 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上である

(2) 喫煙可能室の外に、たばこの煙が流出しないよう壁・天井等によって区画されている

(3) たばこの煙が施設の屋外に排気されている

《喫煙可能店の技術的基準》 施設の全部を喫煙可能室とする場合

(1) 外に、たばこの煙が流出しないよう壁・天井等によって区画されている

3 標識の掲示

《喫煙可能室の標識》 施設の一部に喫煙可能室を設置する場合

(1) 喫煙可能室の出入口に「喫煙可能室」の標識を掲示をする

(2) 施設の出入口に「喫煙可能室設置施設」の標識を掲示をする

《喫煙可能店の標識》 施設の全部を喫煙可能室とする場合

(1) 喫煙可能店の出入口に「喫煙可能店」の標識を掲示をする

4 届出書は、記載漏れがないか確認した